

一般建築物「建築物石綿含有建材調査者講習」のご案内

すでに施行されています、資格取得はお済ですか？

ぜひ、この機会に受講下さい。

ご存じの通り、建築物等の解体または改修工事を行う時には 対象建築物等の石綿等使用有無について 事前調査し 結果報告と届出が令和4年4月から施工業者の義務となりました。

また 事前調査を実施するために必要な知識を有する者として **建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられ調査者は本講習を受講し修了考査に合格した者**とされています。

お客様各位は施工日の**令和5年10月1日**までに講習を修了し 調査者を確保しておく必要があります。キャタピラー教習所では「建築物石綿含有建材調査講習(一般)」下記の通り開催いたしますのでご案内申し上げます。

講習日時

令和6年 1月 8日(月)、9日(火)
2月 5日(月)、6日(火)

一日目 9:00~17:30 二日目 9:00~16:00

講習会場

廿日市商工会議所 広島県廿日市市本町5-1
JR廿日市駅から徒歩15分、広電廿日市市役所前駅から徒歩5分
一般交通機関をご利用下さい。

受講資格

〈主な受講資格(抜粋)〉 **詳しくは受講申込書[受講資格]欄を参照下さい。**
・石綿作業主任者技能講習修了者
・大学、高等学校等において、建築に関する過程を修めて卒業した後
建築に関して、一定の実務経験を有する者
・建築に関して11年以上の経験を有する者

受講料金

44,000円(含む:テキスト代、消費税込み)

定員

各回 60人



人数が纏まれば、出張講習・臨時開催を実施します。ご相談ください。

Step to Professional
プロのライセンスを、あなたも。

今すぐアクセス...▶

安全は企業の宝、資格は一生の財産。ライセンスで「差」をつけよう!!



●技能講習・安全教育のご用命は当社まで
労働局長登録教習機関

〒738-0021 広島県廿日市市木材港北8-64

キャタピラー教習所株式会社 | 広島教習センター ☎0829-34-3011

一般建築物「建築物石綿含有建材調査者講習」のご案内

すでに施行されています、資格取得はお済ですか？この度、福山市で開催します。このチャンスをお見逃しなく。

ご存じの通り、建築物等の解体または改修工事を行う時には 対象建築物等の石綿等使用有無について 事前調査し 結果報告と届出が令和4年4月から施工業者の義務となりました。

また 事前調査を実施するために必要な知識を有する者として **建築物石綿含有建材調査者**が行うことが義務付けられ **調査者は本講習を受講し修了考査に合格した者**とされています。

お客様各位は施工日の**令和5年10月1日**までに講習を修了し 調査者を確保しておく必要があります。キャタピラー教習所では「建築物石綿含有建材調査講習(一般)」下記の通り開催いたしますのでご案内申し上げます。

講習日時

令和5年 12月21日(木)、22日(金)

一日目 9:00~17:30 二日目 9:00~16:00

講習会場

ロースコム(福山市生涯学習プラザ) 福山市霞町一丁目10番1号

JR福山駅から徒歩10分

駐車場(市営霞駐車場):131台(うち身障者用6台)

利用者は認証機で1時間無料(1時間以降は30分毎に100円)

受講資格

〈主な受講資格(抜粋)〉 **詳しくは受講申込書[受講資格]欄を参照下さい。**

- ・石綿作業主任者技能講習修了者
- ・大学、高等学校等において、建築に関する過程を修めて卒業した後
- ・建築に関して、一定の実務経験を有する者
- ・建築に関して11年以上の経験を有する者

受講料金

44,000円(含む:テキスト代、消費税込み)

定員

100人



人数が纏まれば、出張講習・臨時開催を実施します。ご相談ください。

Step to Professional
プロのライセンスを、あなたも。

今すぐアクセス...

キャタピラー教習所

検索

安全は企業の宝、資格は一生の財産。ライセンスで「差」をつけよう!!



●技能講習・安全教育のご用命は当社まで
労働局長登録教習機関

〒738-0021 広島県廿日市市木材港北8-64

キャタピラー教習所株式会社 | 広島教習センター ☎0829-34-3011

(元請事業者)に義務化されています。

● **【調査、報告対象となる工事】**

- ※ 石綿の有無によらず以下のいずれかに該当する場合には調査、報告が必要です。
- ① 解体部分の延べ床面積が 80 m²以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込 100 万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込 100 万円以上の特定の工作物（* 3）の解体または改修工事
- ④ 総トン数が 20 トン以上の船舶(鋼製のものに限る)の解体又は改修工事（※令和 4 年(2022 年) 1 月 13 日厚生労働省令第 3 号により追加）

※ 3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・ 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

工作物の解体又は改修工事には令和8年1月1日から別途工作物石綿事前調査者講習修了者による調査が必要となります。
建築物石綿含有建材調査者講習修了者は一部科目が免除になる予定

石綿に関する資格(参考)

区分	内容	対象
石綿特別教育 石綿取扱い作業従事者特別教育	4.5 時間の講習	石綿を含む建材の除去等の作業に従事する すべての者
石綿作業主任者 石綿作業主任者技能講習	10 時間の講習 + 修了試験	石綿を含む建材の除去等の作業において、業者が 1 名選任
建築物石綿含有 建材調査者	特定／一般／一戸建て の区分により異なる	石綿を含む可能性がある建築物等の解体・改修などの前に実施する 調査者 (2023 年 10 月～義務化)